(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表

No.	情報照会者	法令上の 根拠(項番)	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	1	地方税法その他の地方税に関する 基づく条例の規定により算定した しくはその算定の基礎となる事項 る情報(以下「地方税関係情報」 う。)、住民基本台帳法第七条第 動大臣が行うこととされた健康保険に関する 事務であって主務省令で定めるもの はに関する事項(以下「住民票関係 という。)又は介護保険法による 付の支給、地域支援事業の実施若 保険料の徴収に関する情報(以下 保険給付等関係情報」という。) て主務省令で定めるもの		市町村長
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの		
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法 律第三十号附則第三十九条の規定によりなお 従前の例によるものとされた平成十九年法律 第三十号第四条の規定による改正前の船員保 険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給 付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの		市町村長
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの 地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの		市町村長
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
9	都道府県知事又 は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
11	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に よる入院措置又は費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
12	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育 医療の給付若しくは養育医療に要する 用の支給に関する情報、児童手当法に思 する情報(以下「児童手当関係情報 する情報(以下「児童手当関係情報 いう。)、介護保険給付等関係情報 に支援するための法律による自立支援 付の支給に関する情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長

No.	情報照会者	法令上の 根拠(項番)	事務	特定個人情報	情報提供者
13	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
14	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	らの法律に基づく条例による地方税の賦課 地方税関係情報であって主務省令で定め 収に関する事務であって主務省令で定める るもの	
15	厚生労働大臣又 は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	よの法律に基づく条例による地方税の賦課 地方税関係情報であって主務省令で定め 対収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
16	公営住宅法第二 条第十六号に規 定する事業主体 である都道府県 知事又は市町村 長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事 務であって主務省令で定めるもの		
17	日本私立学校振 興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年 金である給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
18	厚生労働大臣又 は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又 は一時金の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
19	文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律によ 5特別支援学校への就学のため必要な経費の 5年に関する事務であって主務省令で定める 5の		市町村長
20	国家公務員共済 組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの で定めるもの		市町村長
21	国家公務員共済 組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組 合法の長期給付に関する施行法による年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの		市町村長
22	市町村長又は国 民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの		市町村長
23	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一 時金の支給、保険料の納付に関する処分又は 保険料その他徴収金の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの		市町村長
24	住宅地区改良法 第二条第二項 現定する施行者 規定る都道市町村 知事又は市町村 長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しく は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は 収入超過者に対する措置に関する事務であっ て主務省令で定めるもの		市町村長
25	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
26	地方公務員共済 組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長
27	地方公務員共済 組合又は全国市 町村職員共済組 合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共 済組合法の長期給付等に関する施行法による 年金である給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの		市町村長

No.	情報照会者	法令上の 根拠(項番)	事務	特定個人情報	情報提供者	
28	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長	
29	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの			
30	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未 済額の免除又は資金の貸付けに関する事務で あって主務省令で定めるもの	各額の免除又は資金の貸付けに関する事務で スキの		
31	都道府県知事又 は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者 のない者で現に児童を扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の供与に関する事務で あって主務省令で定めるもの	のない者で現に児童を扶養しているもの又は 事婦についての便宜の供与に関する事務で		
32	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報であって主務省令で定め るもの	市町村長	
33	厚生労働大臣又 は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長	
34	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長	
35	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの		市町村長	
36	厚生労働大臣又 は都道府県知事	71	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの		市町村長	
	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の 地方税関係情報であって主務省令で定めるも るもの		市町村長	
38	後期高齢者医療 広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長	
39	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第 二項の規定により厚生年金保険の実施者たる 政府が支給するものとされた年金である保険 給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長	
40	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育 医療の給付若しくは養育医療に要する費 用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者 の日常生活及び社会生活を総合的付の表 するための法律による自立支援給付の支 給に関する情報であって主務省令で定め るもの	市町村長	

No.	情報照会者	法令上の 根拠(項番)	事務	特定個人情報	情報提供者
41	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項 の規定により厚生年金保険の実施者たる政府 が支給するものとされた年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
42	平八三に組年号条すが、一十十規合法附第る平八四に基金を対して、一十十規合法所第る平八四に基金が開発を対して、一十一規を対して、一十一規を対して、一十一規を対して、一十一規を対して、一十一規を対して、一十一規を対して、一十一規を対して、一十一、一十十一、一十十一、一十十一、一十十十一、一十十十一、一十十十十十十十	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
43	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	市町村長
44	都道府県知事又 は保健所を設置 する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報であって主務省令で定め るもの	市町村長
45	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
46	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。) 若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
47	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他 徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一 号の規定により独立行政法人農業者年金基金 が行うものとされた平成十三年法律第三十九 号による改正前の農業者年金基金法干しくは 平成二年法律第三十一号による改正前の農業 者年金基金法による給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
48	独立行政法人日 本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
49	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律による特別障害給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定め るもの	市町村長
50	都道府県知事又 は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長

No.	情報照会者	法令上の 根拠(項番)	事務	特定個人情報	情報提供者
51	文部科学大臣、 都道府県知事又 は都道府県教育 委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に よる就学支援金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
52	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の 支援に関する法律による職業訓練受講給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長
53	平成二十三年法 律第五十六号附 則第二十三条第 一項第三号に規 定する存続共済 会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
54	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための 教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育 て支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
55	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に よる年金生活者支援給付金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	
56	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	市町村長

(別紙2)番号法第9条第1項別表に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の 根拠(項番)	移転先における用途
1	福祉保健部障害福祉課こども家庭部こども保育	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児は障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定め
2	課		るもの
3	福祉保健部障害福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	福祉保健部生活支援課	15	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、 就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるもの
5	財務部納税課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による 地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関 する事務であって主務省令で定めるもの
6	財務部債権管理対策課		9 の争物でのつく主物省市で定めるもの
7	建設部市営住宅課	19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める もの
8	福祉保健部保険年金課	30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
9	こども家庭部こども福祉 課	37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの
10	福祉保健部長寿福祉課	41	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	福祉保健部障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法の一部を改正する法律附則第九十七条第一
12	こども家庭部こども福祉 課		項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	こども家庭部こども福祉課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	福祉保健部保険年金課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または 保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	福祉保健部介護保険課	68	介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	福祉保健部障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの
17	こども家庭部こども保育 課	94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	福祉保健部保険年金課	95	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの